

戸田市水道事業及び下水道事業就業規則の一部を改正する規程を
ここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

戸田市上下水道事業

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市管理規程第 5 号

戸田市水道事業及び下水道事業就業規則の一部を改正する規程

戸田市水道事業及び下水道事業就業規則（昭和 4 2 年管理規程第 3 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。